

補助金チェックシート 教育部 総務課・図書館

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年月	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H27年度 予算額 (千円)
									H24	H25	H26	説明		
1	教委・総務課	私学振興補助金	学校法人 倉田学園	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17.4	図書備品の購入による施設の充実を図る。	学校教育法に基づく中高一貫の普通科教育を行う。	250	250	250	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業	250
2	教委・総務課	私学振興補助金	学校法人 藤井学園	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17.4	機器備品の購入による施設の充実を図る。	学校教育法に基づく中高一貫の普通科教育および商業科、家政科の専門教育を行う。	250	250	250	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業	250
3	教委・総務課	勤労青年教育振興補助金	丸亀高校定通教育振興会(定時制)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17.4	定通制教育の普及・充実、生徒の教育活動の振興及び福祉増進を図る。	定通制教育の普及・充実、生徒の教育活動の振興及び福祉増進	80	80	80	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業	60
4	教委・総務課	勤労青年教育振興補助金	丸亀高校定通教育振興会(通信制)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17.4	定通制教育の普及・充実、生徒の教育活動の振興及び福祉増進を図る。	定通制教育の普及・充実、生徒の教育活動の振興及び福祉増進	80	80	80	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業	60
5	教委・総務課	まち並保存事業費(公共事業)笠島伝統的建造物群保存修理事業補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S60	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、国庫補助をうけて復元・修理等を行うもの。建物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等	3,111	7,881	12,647	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	5,756
6	教委・総務課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景事業監理費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S60	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費や設計管理費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、修理・修景等を行うもののうち国庫補助の対象にならない事業に対し交付するもの。建物主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等				(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	100
7	教委・総務課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景工事費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S60	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費や設計管理費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、修理・修景等を行うもののうち国庫補助の対象にならない事業に対し交付するもの。建物主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等	0	1,001	1,151	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	1,000
8	教委・総務課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景事業設計費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S60	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費や設計管理費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、修理・修景等を行うもののうち国庫補助の対象にならない事業に対し交付するもの。建物主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等				(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	200
9	教委・総務課	文化財保護協会補助金	丸亀市文化財保護協会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	文化財の保存、保護、活用に対する市民意識の高揚を図ることを目的として活動している丸亀市文化財保護協会の活動を支援し、市民の文化財保護に対する意識の一層の高揚を期待するもの。	文化財の保護と周知を目的とする事業に係る経費、会員の支援及び育成並びに会員相互の協調及び連携を保つことを目的とする事業に係る経費に対し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	400	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
10	教委・総務課	坂本念仏踊保存会補助金	飯山町坂本念仏踊保存会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	県指定無形民俗文化財の保存・継承活動として展開されている、公開事業、後継者育成事業を支援し、適切な保存・継承を図るため。	県指定無形民俗文化財の保存・継承活動に対し、適切な保存・継承を推進に係る経費に対し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	180	180	180	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	180
11	教委・総務課	岡田おどり保存会補助金	岡田おどり保存会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用を図るため。	市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用、後継者育成等の事業の推進を図るための経費に対し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	51	51	51	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	51

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年月	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H27年度 予算額 (千円)
									H24	H25	H26		説明	
12	教委・総務課	公益財団法人中津万象園保勝会補助金	公益財団法人 中津万象園保勝会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	丸亀藩の別荘として築造された大名庭園である市指定文化財中津万象園の保存及び中津万象園・丸亀美術館の公開や当該施設を活用した文化・芸術に関する事業を行うことで、市民をはじめ県内外の多くの方々に丸亀市の歴史や文化について理解を深めていただくとともに、丸亀市の文化や観光の振興に寄与	公益財団法人中津万象園保勝会の丸亀市市指定文化財中津万象園の保存、庭園管理等に関する事業の推進に係る経費に対する補助金の交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,000
13	教委・総務課	市指定文化財保存修理事業補助金	市指定文化財所有者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	市指定文化財を永く適切に保存していくために、文化財の修理や防災設備等の整備に要する費用を補助するものである。現状では緊急に修理や整備が必要であるものに対し補助金を交付し整備を進めている。	市指定文化財の中で緊急に修理や整備が必要であるもの、また重要性の高いものに対し補助金を交付。丸亀市指定文化財保存対策事業費補助金交付要綱に基づき交付。市指定有形文化財建造物 補助率10分の7以内 予算の範囲内において交付。	176	0	12	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	5,880
14	教委・総務課	中津御茶所整備事業補助金	公益財団法人 中津万象園保勝会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	読書講演会の開催、図書館行事の協力、ブックスタート支援等、協働で読書活動を推進し、子どもが人生をより深く生きる力を身に付け、心豊かに成長できるよう支援することを目的とする。	団体が行っている講演会・各種事業等の活動補助	0	700	9,575	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	0
15	図書館	子どもの本を読むお母さんの会運営補助金	子どもの本を読むお母さんの会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	S53	子どもたちに、読み聞かせやパネルシアターを行うことで、本の楽しさや読書への興味を高め、子ども達と本との架け橋になるべく活動し、もって子供たちの健やかな成長を促すことを目的としている。	団体が行っている講演会・各種事業等の活動補助	20	20	20	(1)継続するもの	市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業	20
16	図書館	図書館うさぎ運営補助金	図書館うさぎ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	子どもたちに、読み聞かせやパネルシアターを行うことで、本の楽しさや読書への興味を高め、子ども達と本との架け橋になるべく活動し、もって子供たちの健やかな成長を促すことを目的としている。	団体が行っている講演会・各種事業等の活動補助	20	20	20	(1)継続するもの	市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業	20